

## 【小松市法定外公共物管理条例施行規則】

平成 16 年 12 月 24 日

規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小松市法定外公共物管理条例(平成 16 年小松市条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(行為の許可申請)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による行為の許可を受けようとする者は、法定外公共物使用等許可申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図及び現況写真
- (2) 地籍図等の写し
- (3) 実測平面図
- (4) 実測横断面図
- (5) 敷地を使用する場合にあっては、面積計算書及び丈量図
- (6) 工作物を新設し、改築し、又は除却する場合にあっては、当該工作物の設計図(除却の場合にあっては、構造図)及び工事の施行方法を記載した書類
- (7) 土石その他の産出物を採取する場合にあっては、採取量の積算の基礎及び採取方法を記載した書類
- (8) 当該申請に係る行為に関し他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とする場合にあっては、これらの処分を受けていることを証する書類
- (9) 当該申請に係る法定外公共物についての利害関係人の同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項第 4 号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

3 条例第 4 条第 1 項の規定による行為の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、法定外公共物使用等変更許可申請書(様式第 2 号)に、第 1 項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(許可の更新申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定による行為の許可を受けた者は、当該許可の期間の満了後引き続き当該許可に係る行為をしようとするときは、当該許可の期間の満了する日の 30 日前までに、法定外公共物使用期間等

更新許可申請書(様式第3号)に、前条第1項第1号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(使用料の減免申請)

第5条 条例第9条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、法定外公共物使用料減免申請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。

(地位の承継の届出)

第6条 条例第13条第2項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第5号)に、相続人にあつては戸籍の謄本その他の当該相続人に該当することを証する書類を、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により条例第4条第1項の許可に基づく権利若しくは当該許可に係る工作物等を承継した法人にあつては法人の登記事項証明書その他の当該法人に該当することを証する書類を添付して行わなければならない。

(平17規則1・一部改正)

(使用の廃止等の届出)

第7条 条例第15条の規定による届出は、法定外公共物使用等許可期間満了・廃止届出書(様式第6号)により行わなければならない。

(証明書の様式)

第8条 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(境界の確定に係る書面)

第9条 条例第18条第2項に規定する書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 境界を確定した法定外公共物及び隣接地の所在
- (2) 隣接地の所有地の住所及び氏名
- (3) 立会日及び協議が整った日
- (4) 境界標の位置及び番号
- (5) その他参考となる事項

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第1号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

法定外公共物使用等許可申請書

年 月 日

小松市長 様

申請者 住所

(事務所の所在地)

氏名

印

(名称及び代表者の氏名)

法定外公共物の使用等をしたいので、次のとおり申請します。

法定外公共物の種類	道路敷 水路敷 その他( )
法定外公共物の所在地	
使用等の目的	
使用等の数量	
利用計画及び用途	
工事の実施, 採取等の方法	
使用等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他参考となる事項	
添付書類	

## 備考

許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- ① 位置図及び現況写真
- ② 地籍図等の写し
- ③ 実測平面図
- ④ 実測横断面図
- ⑤ 敷地を使用する場合にあっては、面積計算書及び丈量図
- ⑥ 工作物を新設し、改築し、又は除却する場合にあっては、当該工作物の設計図(除却の場合にあっては、構造図)及び工事の施行方法を記載した書類
- ⑦ 土石その他の産出物を採取する場合にあっては、採取量の積算の基礎及び採取方法を記載した書類
- ⑧ 当該申請に係る行為に関し他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とする場合にあっては、これらの処分を受けていることを証する書類
- ⑨ 当該申請に係る法定外公共物についての利害関係人の同意書
- ⑩ 市長が必要と認める図書

様式第2号(第3条関係)

法定外公共物使用等変更許可申請書

年 月 日

小松市長 様

申請者 住所

(事務所の所在地)

氏名

印

(名称及び代表者の氏名)

法定外公共物の使用等の許可に係る事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
法定外公共物の種類	道路敷 水路敷 その他( )		
法定外公共物の所在地			
変更の内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
変更の理由			
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
その他参考となる事項			

様式第3号(第4条関係)

法定外公共物使用期間等更新許可申請書

年 月 日

小松市長 様

申請者 住所

(事務所の所在地)

氏名

印

(名称及び代表者の氏名)

法定外公共物の使用期間を更新したいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
法定外公共物の種類	道路敷 水路敷 その他( )		
法定外公共物の所在地			
使用等の目的			
使用等の数量			
利用計画及び用途			
工事の実施等の方法			
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
更新しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
更新の理由			
その他参考となる事項			

様式第 4 号 (第 5 条関係)

法定外公共物使用料減免申請書

年 月 日

小松市長

申請者 住所

(事務所の所在地)

氏名

印

(名称及び代表者の氏名)

法定外公共物の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

法定外公共物の種類	道路敷 水路敷 その他( )
法定外公共物の所在地	
使用等の目的	
減免申請の期間	
減免申請の理由	

様式第 5 号 (第 6 条関係)

地位承継届出書

年 月 日

小松市長 様

申請者 住所

(事務所の所在地)

氏名

印

(名称及び代表者の氏名)

法定外公共物の使用等の許可を受けた者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
法定外公共物の種類	道路敷 水路敷 その他( )		
法定外公共物の所在地			
使用等の目的			
許可を受けた者の住所及び氏名又は名称			
承継年月日			
承継の理由			

様式第 6 号 (第 7 条関係)

法定外公共物使用等許可期間満了・廃止届出書

年 月 日

小松市長 様

申請者 住所

(事務所の所在地)

氏名 印

(名称及び代表者の氏名)

法定外公共物	使用等の許可期間が満了 使用等を廃止	したので、次のとおり届け出ます。	
許可年月日	年 月 日	許可番号	
法定外公共物の種類	道路敷 水路敷 その他( )		
法定外公共物の所在地			
使用等の目的			
原状回復の有無			
廃止の場合	廃止年月日	年 月 日	
	廃止の理由		

様式第 7 号 (第 8 条関係)

(表)

第	号
身分証明書	
所属	
職名	
氏名	
<p>上記の者は、小松市法定外公共物管理条例第 17 条第 1 項の規定による立入調査を行う職員であることを証明します。</p>	
年 月 日	
小松市長	印

(裏)

小松市法定外公共物管理条例(抜粋)

第 17 条 市長は、法定外公共物に関する調査、測量若しくは工事又は法定外公共物の維持管理を行うため特に必要があると認めるときは、その職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。